

第25回入善町農業委員会議事録

平成28年8月10日午前9時30分から第25回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一	10番 愛場正利
11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫
15番 松澤孝浩	16番 市森孝義	18番 手塚喜志子	

欠席委員 2名

6番 柳澤勝譽志 17番 中島由起子

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第93号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第94号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、おはようございます。本日はパトロールがあります。大変暑いので、熱中症に気をつけましょう。

さて、今日の新聞に5つほど興味のある記事がありました。

まず、中央会の伊藤会長のコメントがあり、農協として農業者に寄り添って運営していきたいとありました。

次に、スマートフォンで農地の管理をする技術等の発表がありました。例えば、事務所にいながらドローンで現地を確認することや、畜舎の清掃を掃除ロボットが行なうことを管理することができるようになるとのことでした。

また、日本の農業資材等の価格が諸外国のより、2～3倍高いという結果がでてました。これからその原因を追究すること、安くする方法を考えていかなければいけないと思いました。

他には、風速50m耐性の八角形パイプハウスの広告があつたりと、農業のコスト軽減に向けて、さらに動いていくのだろうと実感しました。

昨日は、富山で多面的機能支払に係わる会議があり、大変活発に意見が交わされておりました。

農業に関して、全国的にも、地方においても、熱くなってきているといえるのではないのでしょうか。

本日は暑い日ではありますが、慎重審理の後、農地パトロールまでよろしくお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第25回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番市森委員と18番手塚委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第93号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第93号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町田中〇〇の1筆、台帳地目、現況地目は田で、面積は449㎡です。

譲渡人は、入善町田中〇〇番地〇の〇〇さんで、譲受人は、金沢市泉野町〇丁目〇番の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、仕事の都合で金沢市のアパートで妻と2人で生活していますが、近い将来実家の側に戻ることに、夫婦共働きのため子どもができれば親に面倒を見てもらいたいこと、また、父の農業後継者として農地を管理し、両親の老後を自分がみていく予定であることから、今回の申請となりました。

申請地の面積は449㎡と、住宅、車2台分のカーポート、来客用の駐車場、庭等として利用する計画であり、面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、平成28年1月20日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での

意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。
以上1件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

事務局の説明のとおりであります。息子が後継者となることですので実家に隣接するほうがいいという
ことで、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第93号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、
ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第94号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から
説明をお願いいたします。

事務局

議案第94号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画につ
いて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年8月10日提
出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規7件の申請があります。

申請番号1番。野中〇〇、外3筆、地目はすべて田、合計面積は10,744㎡、貸付人は朝日町三枚橋〇
〇番地の〇〇さん、借受人は入善町野中〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり11,200円で期間は
10年です。

申請番号2番。古林〇〇、古林〇〇、地目はすべて田、合計面積は1,777㎡、公益財団法人入善町農業
公社を通して、貸付人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借
賃は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号3番。古林〇〇、外2筆、地目はすべて田、合計面積は7,496㎡、公益財団法人入善町農業公
社を通して、貸付人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借賃
は10aあたり11,200円で期間は10年です。

申請番号4番。古林〇〇、地目は田、面積は124㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は

入善町古林〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん、借受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり11,200円で期間は10年です。

申請番号5番。古林〇〇、地目は田、面積は390㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり11,200円で期間は10年です。

申請番号6番。古林〇〇、地目は田、面積は524㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は朝日町藤塚〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん、借受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり11,200円で期間は10年です。

申請番号7番。古林〇〇、地目は田、面積は1,151㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり11,200円で期間は10年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第94号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

農業委員会業務参考資料及び新たな農業委員会憲章の配布です。資料は、業務の参考としてご活用ください。憲章は、農業委員会制度が改正されたことを踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、「農地利用の最適化」に向けた取り組みを強化に推進していく内容となっております。

次に、先進地視察研修についてです。今年も実施したいと考えておりますので、視察先の要望等ありましたら事務局までよろしくお願いいたします。

本日は合同農地パトロールの日です。委員会終了後、役場正面からマイクロバスで出発したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これをもちまして第25回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月9日 金曜日、午後1時30分から行います。よろしくお願いいたします。

（閉会 午前9時54分）